

説明書

委託業務名	令和5年度 佐賀県子どもアドボカシー調査・研究業務
業務期間	<u>契約締結の日から</u> 令和6(2024)年3月31日(日)まで
契約上限額	<u>3,420千円</u>
説明会	実施しない
参加資格確認申請書提出期限	<u>令和5(2023)年10月12日(木)午後5時まで</u>
仕様書等に対する質問書提出期限	<u>令和5(2023)年10月13日(金)午後5時まで</u>
提案書提出期限	<u>令和5(2023)年10月16日(月)午後5時まで</u>
プレゼンテーション	<u>令和5(2023)年10月18日(水)</u>
最優秀提案者の決定期限	<u>令和5(2023)年10月19日(木)まで</u>

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格申請書(様式第1号) 1部
- イ 会社概要(パンフレットで可) 1部
- ウ 誓約書(様式第5号) 1部

2 仕様書等への質問について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第2号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙(様式第3号) …正本1部 副本3部
- イ 提案書(任意様式) …3部
- ウ 実施スケジュール案 …3部
- エ 業務体制表 …3部
- オ 見積書 …1部

(2) 作成にあたっての注意事項

ア 提案書は、業務委託仕様書の4業務内容の企画内容を盛り込んだものにする。また、過去の受託実績、事業実績を踏まえ、児童福祉に関する知見をどの程度有しているのかわかるようにすること。

イ 提案書は、A4サイズ（ホチキス留め）で作成すること。

ウ 実績書については、国又は地方公共団体からの受託実績は必ず記入し、業務完了を証する書類の写しを添付すること。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみ使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(2) 参加者側からの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）とする。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容についての評点が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

(1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) プロポーザルの質問は、9 の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (5) 参加者が 1 者の場合、本プロポーザルを取り止めることがある。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 問い合わせ先

担 当 課	佐賀県男女参画・こども局	こども家庭課	児童福祉担当
住 所	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59		
電 話	0952-25-7056		
ファックス番号	0952-25-7300		
メールアドレス	kodomu-katei@pref.saga.lg.jp		